

部活動に関する規定

廿日市市立廿日市中学校 生徒指導部

1 部活動の意義、目的

共通の興味関心をもった生徒で組織し、その集団生活を通して、一人一人の心身の調和的な発達、個性や能力の伸長を図り、生涯に渡ってより良い生活を築いていこうとする活動である。

2 部活動の実施について

(1) 部活動は、以下のものがある。

体育系の部活動			文化系の部活動	
陸 上	卓 球	バスケットボール	美 術	吹 奏 楽
野 球	柔 道	バレーボール（女子）	茶 道	情 報 科 学
サ ッ カ ー	剣 道	ソフトテニス（女子）	放 送	E S S

※中学校体育連盟主催の野球やサッカーの大会は、男女混合で競技が行われるため、男女を分けずに活動を行う。

(2) 活動は、原則、登校日かつ顧問の指導の下での実施とし、活動時間は、次の通りとする。

活動日	活動可能時間	完全下校	部活動延長
4月1日～ 9月30日	放課後～17:45	18:00	○
10月1日～文化活動発表会前日	放課後～17:15	17:30	×
文化活動発表会後日～12月31日	放課後～16:45	17:00	×
1月1日～ 1月31日	放課後～17:00	17:15	×
2月1日～ 2月 末日	放課後～17:15	17:30	×
3月1日～ 3月31日	放課後～17:30	17:45	×
休日	8:00～16:45	17:00	×

※休日は、必ず顧問の指導の下で活動する。

※原則、水曜日と土曜日もしくは日曜日のどちらかを部活動休養日とする。

※夏季・冬季・春季休業中の活動については、別に定める（活動時間は3時間程度）。

(3) 部活動延長、早朝練習、部活動休養日の練習実施の条件などについては、次のとおりとする。

項目	条件など
部活動延長（30分間）	・学校が認めた発表会や大会などの2週間前の期間
部活動休養日の練習実施	
早朝練習 （7:30～8:00）	・学校が認めた発表会や大会などの1か月前の期間 ・部室等の鍵の貸し出しは、7:20以降とする。

(4) 入部届を提出していない生徒は活動できない。

(5) 学級活動・生徒会活動を優先し、事前にその活動があることを顧問に連絡をしておく。

(6) 定期試験1週間前から定期試験終了日の間の活動は、原則として禁止する。

(7) 部活動で指定された服装以外で活動する場合は、顧問に相談し、学校の許可を得ること。

(8) 部室の使用に関わる注意点は、次の通りとする。

①利用できる時間は、活動時間のみ	②必ず施錠する	③飲食禁止
④私物（体操服や授業道具など）を置かない	⑤定期的に部室点検を受ける	

(9) 部活動で使用する道具などを教室に置かない。

(10) 大会や練習試合などで土日両日も活動したら水曜日以外で一日部活動休養日を設ける。

(11) 以上の部活動に関する規定に違反した場合は、活動を停止する場合もある。活動を円滑に進めるために下校時間の厳守や放課後集合時間の厳守をしっかりとすること。

◎生徒による部活動の自主的な運営とよりよい集団づくりを目指して、部長会を実施する。

3 入部、退部、転部の手続きについて

各種手続きは、次の通りとする。

入部の流れ（1年生）	継続の流れ（2・3年生）	退部の流れ	転部の流れ
部活動紹介 入部届受取 ↓ 仮入部 ↓ 入部届記入 （本人、保護者） ↓ 入部届提出 （担任） ↓ 顧問が入部を了承 （入部届に押印） ↓ 部活動集会参加	入部届受取（年度始め） ↓ 入部届記入 （本人、保護者） ↓ 入部届提出 （担任） ↓ 顧問が入部を了承 （入部届に押印） ↓ 部活動集会参加	退部に関わる相談 ①保護者 ②担任、顧問 ↓ 退部届受取 （担任 or 顧問） ↓ 退部届記入 （本人、保護者） ↓ 退部届提出 （担任） ↓ 顧問が退部を了承 （退部届に押印）	転部に関わる相談 ①保護者 ②担任、旧・新顧問 ↓ 入部届、退部届受取 ↓ 入部届、退部届記入 （本人、保護者） ↓ 入部届、退部届提出 （担任） ↓ 顧問が入部退部を了承 （入部届に押印） （退部届に押印）

4 部活動の存続・募集停止・廃部について

（1）部員数ゼロが2年続き、3年目の4月の入部希望がなければ、廃部とする。

※3年目の4月の入部届け提出メ切り以降の転部は認めない。

（2）部員数の最少人数については、各部活動の実態に応じて判断する。

（一人でも活動できる部活動は、活動する。運動部については、他の学校との統合チームもあるため、配慮する。）

5 部活動引退後の3年生の部活動参加についての条件

（1）「スポーツ推薦により進路が決定した生徒」または、「卒業式を終えた生徒」である。

（2）保護者と顧問から部活動の参加について許可が出ている。

（3）後輩たちの部活動運営に従うことができる。

◆体育活動における事故防止のための安全への配慮

(1) 健康状態の把握

過去のデータからは、事前に健診等で心疾患のハイリスク群とされた生徒でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような子供でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備え、毎朝の健康観察時や体育活動（部活動を含む）前後には生徒の体調を欠かさずチェックすることとする。また、体調が優れない児童生徒（授業中に保健室利用をしている児童生徒も含む）に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを慎重に判断する。

(2) 活動状況の把握

日頃の活動における小さなケガや事故（ヒヤリ・ハット体験を含む）を見逃さず、重大な事故に発展する前に要因を分析し活動内容や環境、場所等を改善するようにする。また、児童生徒の行為から危険を感じた場合は、活動を止め全員を集めるなどして、注意事項の確認・徹底を行う。

(3) その他の安全管理

校庭や体育館等において、複数の競技が共用して活動するような場合、安全に使用するためのルールを定め、児童生徒に対して周知徹底する。加えて、児童生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、児童生徒自身で自他の安全を守ることができるようになるため、安全教育を系統的に進める。

◆運動部活動における頭頸部外傷等事故防止（中学校のみ）

(1) 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。また、顧問教員は、部活動指導員を含む外部指導者及びコーチと連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

- 活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。
- 生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。
- 疲れや体調不良など、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。
- 運動種目や活動場所等の特性を踏まえ、種目や場所特有の危険性を回避した適切な練習内容や対策（例：相互の声掛け、優先順位や位置取り等のルールの徹底）を設定する。
- 指導者は、活動全体を見渡せる位置で指導を行うよう心がける。指導者が練習に加わる場合は、活動全体を見渡す頻度を高める。
- 活動場所や顧問の所在を掲示するなどして、顧問が相互に活動状況を把握できるように工夫する。
- 教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

(2) 生徒への指導事項

顧問教員は、運動部活動を行うに当たって以下の点について生徒に十分指導する。

- 基本的に生徒自身が自らの体調面や体力面を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。
- 過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。
- 長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒が互いの体調を相互管理する(体調不良等の観察、声掛け等)。
- 自分自身が体調不良(頭痛、吐き気・気分不快等)を感じたときには躊躇せず顧問教員に伝える。

令和7年3月6日 廿日市市教育委員会より通知